

## 「墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例（案）」について

### 1 理由

平成30年6月に「同性カップルの『パートナーシップの公的認証』に関する陳情」が区議会に提出され採択された。区では、平成18年4月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例（以下「条例」という。）」を施行し、男女共同参画の推進としてジェンダー平等に取り組んできた。令和4年度からの墨田区基本計画においては、全ての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくるため、男女共同参画及び多様な性を尊重する施策に取り組むこととした。

この新たな政策を着実に進めるため、区長から墨田区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に条例改正を諮問し、令和4年3月25日の企画総務委員会でその答申を報告した。

このたび、9月議会に議案として提出するにあたり、先の委員会での質疑を踏まえ文言整理等を行い、条例の一部を改正する条例（案）（以下「改正案」という。）を作成した。改正案は、区の男女共同参画施策に関わる条例の改正であり、区民等からの意見を考慮して決定し、広く理解や協力を得て施策及び事業を推進する必要があることから、パブリック・コメントを実施する。

なお、東京都は、11月に「東京都パートナーシップ宣誓制度」を導入するが、多様な性について区民等の理解促進及び性別等に起因する差別等の解消を図るため、本区のパートナーシップ制度の実施に向け、関係機関と調整を図り取り組んで行く。

### 2 改正案の概要

別紙1のとおり

### 3 改正案の新旧対照表

別紙2のとおり

### 4 答申からの主な変更点等

推進委員会からの答申を尊重し作成した改正案であるが、次の文言等を整理した。

#### (1) 「性的指向」「性自認」の表記順

答申は「性自認」「性的指向」の順であったが、法務省の表記及び墨田区人権啓発基本計画の表記の順に揃え、改正案では「性的指向」「性自認」の順とした。

#### (2) 「積極的改善措置」の削除

積極的改善措置とは、社会のあらゆる分野における活動への参画において、男女間にある格差を積極的に改善するための措置であるが、男女共同参画社会の形成に関する施策において、必要な措置を講じる対象を全ての人としたため削除した。

#### (3) 「教育関係者等」の表記

男女共同参画社会の実現のために、区とともに責務を担い、協働するものとしての「教育関係者」には、保育関係者も含まれるため、「等」を加筆した。

#### (4) 「セクシュアル・ハラスメント」「ハラスメント」の表記順

セクシュアル・ハラスメント以外をハラスメントと総括するため、「セクシュアル・ハラスメント」を先にした。

(5) ハラスメントにおける「不快」の削除

セクシュアル・ハラスメント及びハラスメントの定義について、客観性を備えた表現にするため、「不快」を削除した。

(6) 推進委員会における男女の比率を割り当てるクォータ制

女性の比率のみとしていたが、具体的に委員数の均等を図っていくため「女性と男性のいずれの性」も対象とした。

5 今後の予定

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 令和4年6月27日～7月25日 | パブリック・コメント募集   |
| 令和4年8月上旬        | パブリック・コメント結果公表 |
| 令和4年9月          | 区議会に議案提出       |
| 令和5年4月1日        | 施行             |